

伊良原ダム周辺地域活性化業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

みやこ町 産業振興課

1 目的

みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本町の伊良原・帆柱地区を一体化して公園・観光地としての利活用を検討するため、公募型プロポーザル方式により、実現性の高い提案を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業 務 名 みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務委託

(2) 業 務 内 容 別紙「令和6年度伊良原ダム周辺地域活性化業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり

(3) 契 約 期 間 契約の締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 見積上限額 10,800,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分またはみやこ町の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者

⑤暴力団、または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑥暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

- (5) 十分な業務遂行能力かつ執行体制を有し、迅速な対応ができること。
- (6) 経営状態が健全であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4 スケジュール

項 目	日程
公告（実施の公表：公募開始日）	令和6年7月24日（水）
質疑書【様式1】の受付期限	令和6年7月31日（水）正午まで（必着）
質疑書に対する回答	令和6年8月5日（月）午後5時まで（必着）
参加申込書【様式2】等の提出期限※1	令和6年8月9日（金）午後5時まで（必着）
参加資格審査の結果通知	令和6年8月14日（水）
企画提案書【任意様式】等の提出期限	令和6年8月22日（木）
企画提案に対する対面質疑 （プレゼンテーション）	令和6年8月26日（月）
審査結果の通知	令和6年9月2日（月）
契約締結	令和6年9月上旬以降

※1 に関して提出書類一覧

提出書類	様式	部数
①参加申込書	【様式2】	1部
②事業者概要調書	【様式3】	1部
③業務実施体制書	【様式4】	1部
④工程表	【任意様式】	1部
⑤財務諸表		1部

5 実施要領等の配布

実施要領等の配布は、令和6年7月24日（水）にみやこ町公式ホームページで行う。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、みやこ町公式ホームページからダウンロード可能とする。

6 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、実施に関する事項に限ることとし、質疑書（様式1）を電子メールにより提出すること。電子メール以外での質疑については、一切受け付けない。なお、質疑に対する回答書は本実施要領及び仕様書等の追加または修正事項とみなし取り扱う。

（1）受付期間

令和6年7月24日（水）から令和6年7月31日（水）正午まで

（2）受付方法

電子メールにより下記の提出先に提出すること。

※質疑書の提出後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(3) 提出先

みやこ町役場産業振興課 商工観光係

電子メールアドレス nousei@town.miyako.lg.jp

電話 0930-32-2512（内線 461・462）

(4) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、令和6年8月5日（月）にみやこ町公式ホームページに掲載する。なお、電話や口頭等による個別の回答は行わない。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書の関係書類を提出すること。なお、期限までに関係書類を提出しない者または参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 受付期間

令和6年7月24日（水）から8月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参により提出すること。

※一式を「(4) 提出書類」の順にまとめて、1部提出すること。

※なお、郵送の場合は書留等記録の残る方法とし、発信の旨を電話連絡すること。

(3) 提出先

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町役場産業振興課商工観光係

※ 封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類

①参加申込書（様式2）

②事業者概要調書（様式3）

※沿革及び業務内容は、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可とする。

③業務実施体制書（様式4）

※本業務を受託した場合の担当部署、人員配置、役割分担、連絡体制等を適切に記載すること。また、経験豊富で専門知識を有した者の配置等、業務を円滑かつ着実に遂行できる体制がとられているか分かりやすく記載すること。

④工程表（任意様式）

⑤財務諸表（直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書）

(5) 参加辞退

参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を産業振興課商工観光係

へ提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

8 参加資格要件の審査

本要領に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和6年8月14日（水）までに参加資格審査結果を参加申込書（様式2）に記載された連絡先へメールで通知する。

9 企画提案書の提出

審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出すること。

（1）提出期間

令和6年8月14日（水）から令和6年8月22日（木）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

郵送または持参により提出すること。

※一式を下記の順にまとめて製本し、10部提出すること。

※なお、郵送の場合は書留等記録の残る方法とし、発信の旨を電話連絡すること。

（3）提出先

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町役場産業振興課商工観光係

※ 封筒に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

（4）提出書類

①事業者概要調書（様式3）

※沿革及び業務内容は、同様の内容が記載された他の資料の添付でも可とする。

②業務実施体制書（様式4）

※本業務を受託した場合の担当部署、人員配置、役割分担、連絡体制等を適切に記載すること。また、経験豊富で専門知識を有した者の配置等、業務を円滑かつ着実に遂行できる体制がとられているか分かりやすく記載すること。

③企画提案書（任意様式）

④見積書（様式6）

（5）企画提案書に記載する事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえつつ、次の事項に関する内容を記載すること。

①別紙の仕様書をもとに、伊良原ダム周辺地域について、特性の捉え方、課題となっている既存施設の潜在能力を基にした実現可能性の高い有効活用の方法等、必要な事項を具体的に記載すること。

②当該地域への来訪者や観光等による消費額の見通しを記述すること。

③その他アピールポイントや独自提案等がある場合は記載すること。

（6）作成上の留意点

①企画提案書は任意様式とするが、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者に

も分かりやすい表現で作成すること。また、提案書は、原則としてA4サイズ、両面印刷で作成すること。なお、A3判の使用は、やむを得ない場合にのみ使用すること。

②見積金額は、本業務の見積上限額を超えないこと。

10 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の審査

企画提案書の審査については、技術提案書選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案者に対し企画提案書に係るプレゼンテーションを求め、その内容を別紙「みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務委託に係るプロポーザル審査基準表」（以下「審査基準」という。）に基づき、公平かつ客観的に審査する。

(2) 一次審査（書類審査）

企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合は、審査基準に沿って、企画提案書等の内容に基づいて二次審査に参加できる者（以下「一次審査通過者」という。）を選定する。その結果については、すべての参加申込者に対して、令和6年8月14日（水）にメールで通知するものとし、一次審査通過者には、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の日時等を合わせて通知する。

(3) 二次審査（企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査通過者を対象に、次の内容で二次審査を行う。

①実施方法 みやこ町役場にてプレゼンテーション及びヒアリングを行う

②実施予定日 令和6年8月26日（月）

③所要時間 30分程度（提案者からの説明：20分、質疑応答：10分）

※準備時間等は除くものとする。

④説明 提出した企画提案書に沿って説明すること。

⑤説明者 出席者は企画提案者1業者につき3人以内とする。

説明は「担当者」が行うこと。

※提案説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に担当部署に連絡すること。

なお、プロジェクター、スクリーン、電源は当町で用意可能であるが、パソコン及びその他必要な機材については提案者が用意すること。

(4) 審査の方法及び受託候補者の決定

選定委員会は、審査基準に基づき、提案する企画や価格等を勘案して総合的に審査し、選定委員ごとの評価点の合計が最も高い者を第一順位の受託候補者として選定する。なお、合計点が最も高い者が2者以上いる場合は、選定委員会の各委員による投票で第一順位の受託候補者を決定する。

(5) 結果の通知

受託候補者の決定及び結果の通知・公表については、審査結果をみやこ町公式ホームページに掲載し、公表する。

1 1 契約

(1) 契約交渉

委員会において決定された第一順位の受託候補者を優先交渉権者とし、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約の準備をする。なお、本業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議のうえ、その承認を得るものとする。また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合、または協議が整わない場合には、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

(2) 契約締結

町は、契約の準備が整った者と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。なお、契約書については、原則、みやこ町財務規則等の定めるところによる。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙仕様書に記載されている事項を基本とするが、本町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更または削除を行うことがある。

1 2 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (3) 見積額が見積上限額を超えている場合
- (4) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- (7) 優先交渉権者選定終了までの間に他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (8) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 3 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、原則として認めない。
- (4) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (5) 企画提案書については、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、原則公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、みやこ町情報公開条例に基づき対応する。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。